

## “道路の老朽化対策に向けた大型車両の適正化方針に係る改正”について

道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行に関する改正が、本年度から来年度にかけて行われており、以下のとおり、改正内容をまとめてみました。

また、今後の予定として、TV会議システムを利用したオンライン申請等の特車講習会を実施していきますので、積極的に参加をして理解を深め、法令遵守をお願いします。

### 1 車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続きを簡素化（緩和）する一方で悪質な違反者に対しては厳罰化（強化）

#### 緩和（許可基準の見直し及び許可手続きの簡素化）

##### （1）バン型等セミトレーラ連結車（特例8車種）の駆動軸重の許可基準の統一

###### 【平成26年度中に措置】

現状10トンの駆動軸重の制限を、国際海上コンテナセミトレーラと同等の11.5トンに統一緩和。（1デフのエアサス車、2軸トラクタが対象）海コン橋梁照査式適用車両が拡大され、連結車両総重量も海コン並みとなる。

##### （2）バン型等セミトレーラ連結車（特例8車種）の車両長の緩和

###### 【平成26年度中に実施】

連結全長17メートル（トレーラ単体12メートル）から連結全長18メートル（トレーラ単体13メートル）に緩和。

※ ただし、特車の審査基準は変更がないため、通行条件が厳しくなることもある。

##### （3）通行許可までの期間の短縮

###### 【平成26年10月27日運用開始】

バン型セミトレーラ連結車（特例8車種）や新規格車による特殊車両通行許可申請について、国があらかじめ指定した「大型車誘導区間」（関東地方整備局のホームページ参照）のみを通行する場合、個別の道路管理者への協議が不要となり、国土交通省関東地方整備局が一元的に審査した上で許可。

従来20日程度の許可期間が3日程度に短縮。（ただし、申請書類に不備がない場合に限る。）

##### （4）適正利用する者の許可の簡素化

###### 【平成27年度実施予定】

違反実績のない者に対する許可期間の延長。（現行2年から3～5年）

**強化** (悪質な違反者に対しては厳罰化)

(1) 違法に通行する大型車両の取締りの強化 【継続して実施】

- ① 自動計測装置の増設 (39機→41機)
- ② コードンラインを設定し、並行する高速道路と一般道路を一度に取締る等、各道路管理者が連携した取締り及び自動計測装置の設置。  
(コードンラインとは、地域ブロックを超えるような比較的少数の自動車の動きを精度よく補足するために地方整備局際や都道府県際に設定した調査ライン)

(2) 違反者に対する指導等の強化

- ① 国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対し、違反を確認した地域を管轄する警察署長あてに告発を実施。【継続して実施】
- ② 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は、即時、違反を確認した地域を管轄する警察署長あてに告発を実施。【平成26年度から実施】
- ③ 改正道路法に基づき違反者に対する報告徴収(首都高速道路㈱が改正に伴い実施中)・立ち入り検査の実施。また、報告徴収・立ち入り検査を拒むものに対しては、違反を確認した地域を管轄する警察署長あてに告発。【継続して実施】

※ ①～③の告発後、道路管理者は、国土交通省道路局に報告及び地方運輸局あてに通知。

2 特殊車両通行許可等に関する省令及び行政処分(日車数)の改正について

《概要》

道路法第47条に規定された幅(2.5m)、重量(20t)、高さ(3.8m)、長さ(12m)又は(最小回転半径12m)の最高限度を超えた車両を繰り返し運行している貨物自動車運送事業者に対する監督強化を図るため、貨物自動車運送事業輸送安全規則が改正された。

この改正により、貨物自動車運送事業者は、次の義務が課せられることになりました。

- ・ 道路法第47条に規定された幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度を超えた車両の通行禁止を徹底すること。
- ・ 道路法第47条の2第1項に規定する許可【※いわゆる特殊車両通行許可】の必要性、許可に付された条件及び規制について理解した上で、運転者に対し通行可能な経路を把握させる等、通行禁止又は制限等違反を防止すること。

(1) 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成27年1月1日施行）

第5条の2（通行の禁止又は制限等違反の防止）貨物自動車運送事業者は、次に掲げる行為の防止について、運転者に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第47条第2項の規定に違反し、又は同条第1項の政令で定める最高限度を超える車両の通行に関し同法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して事業用自動車を通行させること。
- (2) 道路法47条第3項の規定による禁止若しくは制限に違反し、又は同項の規定により通行が禁止され、若しくは制限されている道路の通行に関し同法第47条の2第1項の規定により道路管理者が付した条件に違反して道路を通行すること。

(2) 「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

（平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用）

違反行為		基準日車数		備考
適用条項	事項	初違反	再違反	
安全規則第5条の2	限度超過車両の通行、条件等違反の防止に係る指導及び監督の怠慢	10日車	20日車	

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

## 車両制限令に定める車両の最高限度(一般制限値)

荷物を積載した状態で下記の制限値を一つでも超える場合は特車通行許可が必要となります！

道路は、「一般交通の用に供する道」であり、一定のルールに従って、通行する必要があります。

- ・ 道路法に基づく車両の最高限度(道路法第47条第1項、車両制限令第3条)



※国交省特車課資料より